# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県川崎市長

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

令和7年3月27日

[令和6年10月 様式4]

# 項目一覧

I 基本情報				
(別添1)事務の内容				
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要				
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目				
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策				
IV その他のリスク対策				
V 開示請求、問合せ				
VI 評価実施手続				
(別添3) 変更箇所				

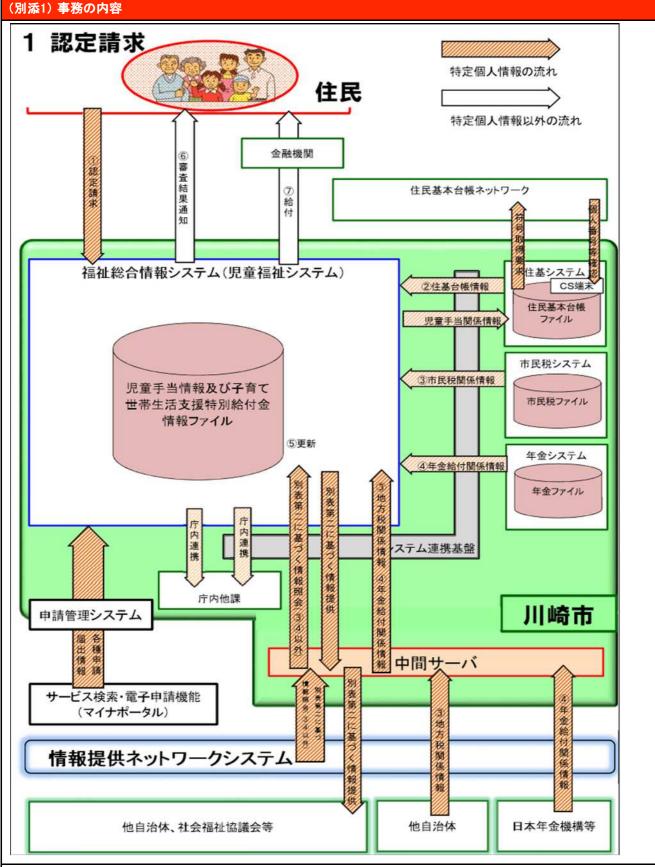
# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務	
②事務の内容 ※	【評価対象事務全体の概要】  児童手当法、昭和46年法律第73号)に基づき、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している者に児童手当又は特例給付を支給する法定受託事務である。川崎市長は、児童手当法第7条及び第8条及び同法附則第2条第1項に基づき、児童手当又は特例給付の審査、認定、支給等の事務を行う。  【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。 1 児童手当法ア条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)をおりとする。 1 児童手当法に多くの記しての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は応答に関する事務 2 児童手当法第9条第1項(同法附則第2条第1項において準用する場合を含む。)の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は不の請求に対する応答に関する事務 3 児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 6 児童手当法第28条(同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の局出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 6 児童手当法第28条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 「児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 「児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 【中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容】・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤、中間サーバ・要件)・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバ・要件)・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供創業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバ・要件)	
③対象人数	<選択肢> (選択肢> [ 10万人以上30万人未満 ] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満	
2. 特定個人情報ファイル	5)30万人以上 レを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1		
①システムの名称	福祉総合情報システム(児童福祉システム)	
()) X ) A () A ()	国山地の口情報とハノコ(ル皇田山とハノコ)	
②システムの機能	<ul> <li>1 資格管理機能き申請情報、児童情報、口座情報を管理し、児童の追加登録(増額改定)、児童の減少登録(減額改定)、受給者情報・児童情報・世帯情報等の変更を行う。</li> <li>2 年齢到達管理機能指定の年齢到達により減額改定又は資格喪失となる受給者を抽出し、額改定通知又は支給事由消滅通知及び対象者一覧を出力する。また、対象の受給者に減額改定または資格喪失の履歴を一括作成する。</li> <li>3 支給管理機能児童手当の支給情報を管理する。指定した支払期に応じて支払対象者を抽出し、支払通知書、対象者一覧及び銀行別集計表を出力し、全銀協フォーマットの振込ファイルを作成する。</li> <li>4 現況管理機能毎年、現況届の対象者を抽出し、現況届及び対象者一覧の出力を行う。現況届の提出情報を管理し、現況届を提出した受給者の新年度の支払予定を一括作成する。</li> </ul>	
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ <b>O</b> ] 庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム 「 ] 命名システム [ ] 沿谷システム	

[〇]その他 (申請管理システム

システム2~5		
システム2		
①システムの名称	システム連携基盤	
②システムの機能	1 団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 3 情報提供機能 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 4 情報照会機能 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 5 既存システム連携機能 各業務システム及び中間サーバーと接続し、システム間での情報連携を行う。 6 職員認証・権限管理機能 システム間連携以外で団体内統合宛名管理機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限管理を行い、特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ O ] 既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ O ]税務システム [ O ]その他 (中間サーバー、各業務システム	
システム3		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	中间サーバーは、情報提供ボットワークンステム(インターフェイスンステム)、システムと標を監寺の合システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※1)セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は個人番号を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1 符号管理機能情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能情報提供ホットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能中間サーバーと各システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連集するための機能。	
③他のシステムとの接続システム4	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ O ] 庁内連携システム [ O ] 庁内連携システム [ ] 既存住民基本台帳システム [ O ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能	
②システムの機能	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをマイナポータルからオンラインで検索及び申請ができる機能・【地方公共団体向け機能】住民がマイナポータルからオンラインで申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	
	「	

	システム5			
①システムの名称	申請管理システム			
②システムの機能	1 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 2 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース 等に格納する機能 3 シリアル番号による申請者特定 申請ZIPの電子署名検証結果データにあるシリアル番号を基にシステム連携基盤から宛名番号を取得 し、データベース等に格納する機能 4 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 5 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能			
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム			
②性のシステノトの技体	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム			
③他のシステムとの接続	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム			
	[〇]その他 (システム連携基盤 )			
システム6~10				
システム11~15				
システム16~20				
3. 特定個人情報ファイル:	A Company of the Comp			
児童手当情報及び子育て世帯	生活支援特別給付金情報ファイル			
4. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う理由			
①事務実施上の必要性	児童手当・特例給付に関する認定請求ほか、各種届出についての受給資格の審査・決定事務において、請求者(受給資格者)、配偶者及び児童の住基情報、請求者(受給資格者)及び配偶者の所得情報並びに請求者(受給資格者)の年金給付関係情報(被用者・非被用者の別)を確認し、児童手当・特例給付を適正に支給するために必要であるため			
	りと歴エースポーテーのため、このでにの			
②実現が期待されるメリット	・新規の認定請求や現況届の際、関係書類(所得証明書や年金加入証明書等)の添付が不要となり、受 給資格者の負担軽減及び行政手続の簡素化に繋がる。 ・正確な所得情報や住基情報等の把握により、公平・公正な資格認定及び給付に繋がる。			
②実現が期待されるメリット  5. 個人番号の利用 ※	・新規の認定請求や現況届の際、関係書類(所得証明書や年金加入証明書等)の添付が不要となり、受給資格者の負担軽減及び行政手続の簡素化に繋がる。 ・正確な所得情報や住基情報等の把握により、公平・公正な資格認定及び給付に繋がる。			
	・新規の認定請求や現況届の際、関係書類(所得証明書や年金加入証明書等)の添付が不要となり、受 給資格者の負担軽減及び行政手続の簡素化に繋がる。			
5. 個人番号の利用 ※	・新規の認定請求や現況届の際、関係書類(所得証明書や年金加入証明書等)の添付が不要となり、受給資格者の負担軽減及び行政手続の簡素化に繋がる。 ・正確な所得情報や住基情報等の把握により、公平・公正な資格認定及び給付に繋がる。 ・番号法第9条第1項 別表の81の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 ステムによる情報連携 ※			
5. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	・新規の認定請求や現況届の際、関係書類(所得証明書や年金加入証明書等)の添付が不要となり、受給資格者の負担軽減及び行政手続の簡素化に繋がる。 ・正確な所得情報や住基情報等の把握により、公平・公正な資格認定及び給付に繋がる。 ・番号法第9条第1項 別表の81の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条			
5. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠 6. 情報提供ネットワークシ	・新規の認定請求や現況届の際、関係書類(所得証明書や年金加入証明書等)の添付が不要となり、受給資格者の負担軽減及び行政手続の簡素化に繋がる。 ・正確な所得情報や住基情報等の把握により、公平・公正な資格認定及び給付に繋がる。 ・番号法第9条第1項 別表の81の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 ステムによる情報連携 ※  【選択肢〉  「実施する」 ・実施する ・実施する ・実施する ・実施する ・実施する ・実施する ・実施する ・実施する ・実施しない ・3、未定 【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項、107の項			
5. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠 6. 情報提供ネットワークシ ①実施の有無	・新規の認定請求や現況届の際、関係書類(所得証明書や年金加入証明書等)の添付が不要となり、受給資格者の負担軽減及び行政手続の簡素化に繋がる。 ・正確な所得情報や住基情報等の把握により、公平・公正な資格認定及び給付に繋がる。 ・番号法第9条第1項 別表の81の項・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条・ステムによる情報連携 ※  【選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定 【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項、107の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項、125の項、141の項、161の			
5. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠 6. 情報提供ネットワークシ ①実施の有無 ②法令上の根拠	・新規の認定請求や現況届の際、関係書類(所得証明書や年金加入証明書等)の添付が不要となり、受給資格者の負担軽減及び行政手続の簡素化に繋がる。 ・正確な所得情報や住基情報等の把握により、公平・公正な資格認定及び給付に繋がる。  ・番号法第9条第1項 別表の81の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条・ステムによる情報連携 ※  <選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定 【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項、107の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項、125の項、141の項、161の			
5. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠 6. 情報提供ネットワークシ ①実施の有無 ②法令上の根拠 7. 評価実施機関における	・新規の認定請求や現況届の際、関係書類(所得証明書や年金加入証明書等)の添付が不要となり、受給資格者の負担軽減及び行政手続の簡素化に繋がる。 ・正確な所得情報や住基情報等の把握により、公平・公正な資格認定及び給付に繋がる。  ・番号法第9条第1項 別表の81の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 ・ステムによる情報連携 ※  【選択肢〉 1)実施する 2)実施しない 3)未定 【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項、107の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項、125の項、141の項、161の担当部署			
5. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠 6. 情報提供ネットワークシ ①実施の有無 ②法令上の根拠 7. 評価実施機関における ① ① 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 4 で 3 で 4 で 3 で 4 で 4	・新規の認定請求や現況届の際、関係書類(所得証明書や年金加入証明書等)の添付が不要となり、受給資格者の負担軽減及び行政手続の簡素化に繋がる。 ・正確な所得情報や住基情報等の把握により、公平・公正な資格認定及び給付に繋がる。 ・番号法第9条第1項 別表の81の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 ステムによる情報連携 ※  (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定 【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項、107の項【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項、125の項、141の項、161の担当部署 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当			



#### (備考)

- 1 認定請求に関する事務
- ① 請求者(受給資格者)から認定請求書を受理する。
- ② 住民基本台帳システムで住基情報を照会し、請求者(受給資格者)の氏名、住所、世帯情報等を確認する。 必要に応じて、住民基本台帳ネットワークを通じて、個人番号等を確認する。
- ③(本市課税の場合)市税システムで所得情報(市民税関係情報)を照会し、請求者(受給資格者)及び配偶者の所得情報を把握し、生計を維持する程度の高い者の確認及び所得限度額に基づく審査を行う。

(他市区町村課税の場合)情報提供ネットワークシステムを通じて、他市区町村に照会し、請求者(受給資格者)及び配偶者の所得情報(地方段関係情報)を押提し、生計を維持する程度の真い者の確認及び所得限度類に其づく審査を行う

- する。 ⑤ 審査の上、児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイルを更新する。 ⑥ 請求者(受給資格者)に審査結果を通知する。 ⑦ 10月、2月、6月に児童手当又は特例給付を給付する(随時払いの場合あり)。

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

## 1. 特定個人情報ファイル名

児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル

2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	〈選択肢〉 [ システム用ファイル ] 1)システム用ファイル [ システム用ファイル ] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	<ul> <li>〈選択肢〉</li> <li>1)1万人未満</li> <li>2)1万人以上10万人未満</li> <li>3)10万人以上100万人未満</li> <li>4)100万人以上1,000万人未満</li> <li>5)1,000万人以上</li> </ul>
③対象となる本人の範	型 ※ 児童手当・特例給付を受給しようとした者(請求者)、現に受給している者及び受給していた者並びにその配偶者と市外別居児童
その必要性	児童手当・特例給付に関する認定請求ほか、各種届出についての受給資格の審査・決定事務において、請求者(受給資格者)、配偶者及び市外別居児童の住基情報、請求者(受給資格者)及び配偶者の所得情報並びに請求者(受給資格者)の年金給付関係情報(被用者・非被用者の別)を確認し、児童手当又は特例給付を適正に支給するため
④記録される項目	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>100項目以上</li><li>1)10項目未満</li><li>2)10項目以上50項目未満</li><li>3)50項目以上100項目未満</li><li>4)100項目以上</li></ul>
主な記録項目	・識別情報

	その妥当性	【識別情報】 ・個人番号、その他識別情報(内部番号) 他機関と情報の提供、照会を行うために必要となる。 【連絡先等情報】 ・4情報 児童手当・特例給付の審査、認定、支給等に必要となる。 ・連絡先 児童手当・特例給付の審査、認定、支給等にあたり必要となる情報を確認する必要がある。 ・その他住民票関係情報 児童手当・特例給付の審査、認定、支給等にあたり児童の生計を維持する程度等を確認等する必要がある。 【業務関係情報 児童手当法第5条に基づき、児童手当・特例給付の審査、認定、支給等にあたり所得の状況を把握する必要がある。 ・児童福祉・子育て関係情報 児童手当・特例給付の審査、認定、支給等にあたり児童の状況を把握する必要がある。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開	始日	平成27年10月
⑥事務担	当部署	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当

3. 特定個人情報の入手・使用		
	[〇]本人又は本人の代理人	
	[ <b>O</b> ] 評価実施機関内の他部署 ( 市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理 ) 課、健康福祉局保険年金課	
①入手元 ※	[ <b>〇</b> ] 行政機関・独立行政法人等 ( 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等、) デジタル庁	
	[O]地方公共団体·地方独立行政法人 ( 各地方自治体 )	
	[ ]民間事業者 ( )	
	[ ]その他 ( )	
	[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	
@ 3	[ ]電子メール [ ]専用線 [ 〇 ]庁内連携システム	
②入手方法	[〇]情報提供ネットワークシステム	
	[〇]その他 (サービス検索・電子申請機能)	
③入手の時期・頻度	・4情報、連絡先等情報、住民票関係情報については、認定請求、額改定、支給事由消滅等の各種請求・届出時に個別に随時入手するほか、庁内連携システムや情報提供ネットワークシステム等により、個別に随時入手する。 ・地方税関係情報については、年1回、毎年6月の現況届時に入手するほか、認定請求時や異動が発生した都度、随時入手する。 ・年金関係情報については、年1回、毎年6月の現況届時に入手するほか、認定請求時に随時入手する。 ・その他(児童福祉・子育て関係情報、口座情報ほか児童手当・特例給付の支給に関する情報)については、個別に随時入手する。	
④入手に係る妥当性	・庁内連携システムにより入手 番号法第14条第1項において個人番号利用事務等実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めることができるとされている。このため児童手当事務において認定請求時や毎年6月の現況届時等必要な時期に情報を入手するものである。 ・情報提供ネットワークシステムにより入手 番号法第19条第8号に基づき、調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。 ・本人又は世帯主あるいは本人の代理人からの書面からの入手 児童手当法第7条第1項「児童手当の支給要件に該当する者(中略)は、児童手当の支給を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その受給資格及び児童手当の額について、住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。」に従い、定められた時期、頻度、方法により入手する。	
<ul><li>④入手に係る妥当性</li><li>⑤本人への明示</li></ul>	番号法第14条第1項において個人番号利用事務等実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めることができるとされている。このため児童手当事務において認定請求時や毎年6月の現況届時等必要な時期に情報を入手するものである。 ・情報提供ネットワークシステムにより入手番号法第19条第8号に基づき、調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。 ・本人又は世帯主あるいは本人の代理人からの書面からの入手児童手当法第7条第1項「児童手当の支給要件に該当する者(中略)は、児童手当の支給を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その受給資格及び児童手当の額について、住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。」に従い、定められた	

	変更の妥	当性	
	使用部署		こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 各区区民課及び各支所区民センター
⑦使用の		用者数	<選択肢>
⑧使用方法 ※			1 児童手当又は特例給付受給資格者情報の管理 本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉・子育で関係情報、その他情報(口 座情報ほか児童手当・特例給付の支給に関する情報)等をもとに、児童手当又は特例給付受給資格者 情報の管理を行う。 2 児童手当又は特例給付の審査及び認定 本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉・子育で関係情報、その他情報(口 座情報ほか児童手当・特例給付の支給に関する情報)等をもとに、児童手当又は特例給付の審査及び 認定を行う。 3 児童手当又は特例給付に係る給付情報の管理 本人等の申請又はその他情報(口座情報ほか児童手当・特例給付の支給に関する情報)等をもと に、児童手当又は特例給付に係る給付情報の管理 本人等の申請又はその他情報(口座情報ほか児童手当・特例給付の支給に関する情報)等をもと に、児童手当又は特例給付に係る給付情報の管理を行う。
	情報の突	合 ※	・窓口業務において、本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う。 ・住基システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する。 ・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、符号と団体内統合宛名で突合する。 ・認定、審査業務において、請求者(受給資格者)情報と住基情報を突合することにより、対象者を把握し、世帯状況を確認する。 ・認定、審査業務において、請求者(受給資格者)情報及び配偶者情報と所得情報(地方税関係情報)を突合することにより、児童手当・特例給付の支給額等を決定する。 ・認定、審査業務において、受給者情報と年金給付関係情報を突合することにより、被用者・非被用者の別を確認する。
	情報の統 <u>※</u>	計分析	国・県への報告資料作成等のため統計・分析を行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうる 統計・分析は行わない。
	権利利益 与え得る決		児童手当・特例給付の認定請求に係る決定、額改定請求(額改定届)に係る決定、支給事由消滅に係る 決定、支給差止めに係る決定 等
9使用開始日			平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[       委託する       3) 件             (       3) 件
委託事項1		福祉総合情報システム(2次)運用保守業務
①委託内容		維持管理業務、アプリケーション保守業務、ソフトウェア保守業務、制度改正に伴うプログラム改修、機 器更新に伴うデータ移行等
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<ul><li>〈選択肢〉</li><li>[特定個人情報ファイルの全体 ] 1) 特定個人情報ファイルの全体</li><li>2) 特定個人情報ファイルの一部</li></ul>
	対象となる本人の数	<ul> <li>〈選択肢〉         <ul> <li>1)1万人未満</li> <li>1)1万人未満</li> <li>1)1万人以上10万人未満</li> <li>10万人以上100万人未満</li> <li>10万人以上100万人未満</li> <li>4)100万人以上1,000万人未満</li> <li>5)1,000万人以上</li> </ul> </li> </ul>
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	児童手当・特例給付を受給しようとした者(請求者)、現に受給している者及び受給していた者並びにその配偶者と対象児童
	その妥当性	福祉総合情報システム・児童福祉サブシステムの安定的な稼動のための専門的な知識及び技術を有し、かつ開発元でもあるため。
③委託先における取扱者数		<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>10人以上50人未満</li><li>2)10人以上50人未満</li><li>3)50人以上100人未満</li><li>4)100人以上500人未満</li><li>5)500人以上1,000人未満</li><li>6)1,000人以上</li></ul>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 (運用・保守専用のシステム環境 )
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページ「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名		株式会社 アイネス 公共営業部
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	運用保守の一部を再委託。

委託	委託事項2~5		
委託事項2		申請管理システム運用保守業務委託	
①委託内容		ハードウェア、アブリケーション、データベースの保守・管理、ファイアーウォール等のロク監視・解析、トラブル対応等	
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの全体 ]	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	児童手当・特例給付を受給しようとした者(請求者)、現に受給している者及び受給していた者並びにその配偶者と対象児童	
	その妥当性	申請管理システムの安定的な稼動のための専門的な知識及び技術を有し、かつ開発元でもあるため	
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 (セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入 ) 以室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバからの直接操作に)	
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能	
<b>⑥委</b> 詞	托先名	株式会社 日立製作所	
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない	
委託	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	
	9再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託	

委託事項3		児童手当事務処理センター業務委託
①委託内容		申請の一次受付業務(申請内容の確認等)及び新保健福祉総合情報システムへのデータ入力業務
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	児童手当・特例給付を受給しようとした者(請求者)、現に受給している者及び受給していた者並びにその配偶者と対象児童
	その妥当性	効率的な行政運営の推進及び市民サービスの向上を目的として、児童手当の制度改正に係る①の業務内容を民間事業者に委託するにあたり、委託業務の実施には、特定個人情報のファイルの取扱いが必須である。
③委託先における取扱者数		<選択肢>  1) 10人未満 2) 10人以上50人未満  [ 50人以上100人未満 ] 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 (システム環境内での特定個人情報ファイルの提供(外部には持ち出さない))
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページ「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名		アデコ株式会社
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)									
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (4)件 [O]移転を行っている (4)件								
	[ ] 行っていない								
提供先1	都道府県知事等								
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項								
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務								
③提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)								
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上								
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲									
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線								
   ⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙								
	[ ]その他 ( )								
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度								

提供先2~5								
提供先2	都道府県知事等							
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項							
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務							
③提供する情報	児童手当関係情報							
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	児童手当・特例給付を現に受給している者及び受給していた者							
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線							
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)							
· 沙旋拱万法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙							
	[ ]その他 ( )							
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度							
提供先3	独立行政法人日本学生支援機構							
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項							
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する 事務							
③提供する情報	児童手当関係情報							
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲								
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線							
<b>◎担供士</b> 注	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)							
⑥提供方法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙							
	[ ]その他 ( )							
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度							

提供先4	都道府県知事等							
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の161の項							
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づき外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務							
③提供する情報	児童手当関係情報							
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>							
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	児童手当・特例給付を現に受給している者及び受給していた者							
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線							
⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)							
(O)提供方法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙							
	[ ]その他 ( )							
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度							

移転先1	市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課						
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第11の2号						
②移転先における用途	住民基本台帳法第7条第11の2号に規定する住民基本台帳の記載事項として使用するため						
③移転する情報	児童手当関係情報						
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>						
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	児童手当・特例給付を現に受給している者、受給していた者						
	[〇]庁内連携システム [ ]専用線						
(6)移転方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)						
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙						
	[ ]その他 ( )						
⑦時期·頻度	開庁日の開庁時間(8:30~17:15)に資格異動が発生する都度(5分間隔)						

移転先2~5								
移転先2	健康福祉局生活保護・自立支援室							
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の36の項)又は第3項							
②移転先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務							
③移転する情報	児童手当関係情報							
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>							
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	児童手当・特例給付を現に受給している者及び受給していた者							
⑥移転方法	[ O] 庁内連携システム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )							
⑦時期·頻度	必要に応じて都度							
移転先3	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課							
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第 3項							
②移転先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務)、76の項に規定される事務(住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務)、川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務							
③移転する情報	児童手当関係情報							
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>							
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	i - i							
⑥移転方法	[ O] 庁内連携システム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )							
⑦時期·頻度	必要に応じて都度							

移転先4	健康福祉局地域包括ケア推進室							
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項項							
②移転先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項に規定される事務(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)							
③移転する情報	児童手当関係情報							
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>							
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	児童手当・特例給付を現に受給している者及び受給していた者							
	[ 〇] 庁内連携システム [ ] 専用線							
(⑥移転方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)							
①作夕半五八八五	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙							
	[ ]その他 ( )							
⑦時期·頻度	必要に応じて都度							

### 6. 特定個人情報の保管・消去 1 福祉総合情報システム(児童福祉システム)における措置 セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者 のみ登録)を必要とする場所に設置している。 2 システム連携基盤における措置 **ѵステム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管** 理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップも ①保管場所 ※ データベース上に保存される。 4 サービス検索・電子申請機能における措置 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、端末に保管せず、セキュリティ システムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録) を必要とする場所に設置しているサーバーに保管する。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 5 申請管理システムにおける措置 ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋 (サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 6)5年 4)3年 5)4年 期間 20年以上 ] 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない 厚生労働省による事務処理ガイドライン(平成24年3月31日付け雇児発0331第3号厚生労働省雇用 均等・児童家庭局長名通知「市町村における児童手当関係事務処理について」)により、受給者台帳に ②保管期間 ついては、受給資格を有する期間※及び支給事由の消滅の日の属する年度の翌年度から5年の期間保 存する必要があるため。 その妥当性 ※児童手当事業における支給要件児童 1 中学校修了前の児童(施設入所等児童を除き、15歳に達する日以後最初の3月31日を経過する までの間にある児童) 2 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童 1 福祉総合情報システム(児童福祉サブシステム)における措置 ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しでき ないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤の特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同期を とって、データベースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者が特定個人情報を消 去することは無い。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プ ラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することは無い。 ③消去方法 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者におい て、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 4 サービス検索・電子申請機能における措置 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去す る。 |5 申請管理システムにおける措置 ・申請管理システムのデータは事務手続きごとに定められた所定の保管期間を超過したデータを、バッチ 処理によりデータベースから消去する。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、保守委託事業者において、保存された情報が読み出しできない よう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 7. 備考

### (別添2)特定個人情報ファイル記録項目

#### 【資格管理情報】

- ·認定番号 •申請種別 ·申請理由 •決定結果 •申請年月日 •申請事由発生日 ・決定理由 •履歴開始年月日 •決定日 •手当区分 •被田区分 •受給者区分 手当月額 •住所要件 ・施設コード •3歳未満児童数 •施設種類 •施設名
- •3歳以上12歳年度末未満児童数
- •12歳年度末以上15歳年度末未満児童数
- •算定対象児童数
- 銀行コード ・支店コード 口座番号
- •口座種別 ・口座名義人力ナ氏名 ・送付先郵便番号 •送付先氏名 •送付先住所 •送付先方書 ・送付先力ナ氏名 ・居住地郵便番号 ・居住地住所 ・居住地方書 ・居住地氏名 ・居住地力ナ氏名 •未解除差止 •未提出現況 ・児童\_住民コード •算定対象該当日 ·算定対象該当事由 •児童 続柄
- ·支給対象該当日 ·支給対象該当事由 ·算定対象非該当日 ·算定対象非該当事由 ·支給対象非該当日 ·支給対象非該当事由
- •別居区分 •同居区分 •監護区分 •生計関係 •3歳到達日 •12歳到達日 •留学開始日 •留学終了日 ·差止理由 ·差止決定年月日 ·差止対象年度 •差止開始年月 ·差止解除年月日 ·時効年月日 •現況年度 •発行年月日 •現況番号 •提出年月日 ・メモ •判定結果 •判定日

#### 【支給関係情報】

- ·調整前振込金額 ·支給区へ •振込年月日 ・支払期 •支払区分 ▪調整金額 ・振込不能フラグ・支給区分・第1子3歳未満児童数 •第2子3歳未満児童数 •第3子以降3歳未満児童数]
- ・第1子3歳以上児童数 •第2子3歳以上児童数
- ·第3子以降3歳以上児童数 ·第1子小学校修了後中学校修了前児童数

#### 【口座登録・連携ファイル関係情報】

- ・金融機関名(カナ) 金融機関コード ・店番 ・支店名(カナ) ・預貯金種目コード •口座番号
- ・名義人氏名(カナ) ∙記号

#### 【申請管理システム関係情報】

- ・署名データ ・署名用電子証明書
- ・電子署名検証結果データ(署名検証年月日、署名検証結果、利用者用証明書シリアル番号、署名用証明書の氏名、署名用証明書の 生年月日、署名用証明書の住所、署名用証明書の性別)
- ・シリアル番号紐付ファイル(シリアル番号、宛名番号、削除フラグ、登録ユーザID、登録ユーザ名称、登録日時、更新ユーザID、更新 ユーザ名称、更新日時、排他キー)
- ・点検完了資料情報ファイル(親フォルダID、フォルダID、資料ID、帳票グループID、帳票種別ID、イメージファイル名称、イメージファイル パス、予備項目文字列1、予備項目文字列2、予備項目文字列3、予備項目文字列4、予備項目文字列5、予備項目文字列6、予備項 目文字列7、予備項目文字列8、予備項目文字列9、予備項目文字列10)
- ・申請内容ファイル(受付番号、カテゴリ名称、制度名称、制度バージョン、手続きコード、手続き名称、手続き名称通称、手続きバージョ ン、サービス提供者コード、サービス提供者名称、申請ステータスコード、申請ステータス名称、申請日時、添付ファイル数、添付ファイル 種別名称、添付ファイル名称、電話番号(連絡先)、メールアドレス(連絡先)、氏名(漢字)、氏名(フリガナ)、生年月日、性別、郵便番 号、現住所、申請者電話番号、FAX番号、国籍)

## Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1@を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル

### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

・各種認定・届出の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。

・各種認定・届出の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正し く反映されているか確認を行う。

【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】

#### 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容

<サービス検索·電子申請機能における措置>

- ・マイナポータルのサービス検索機能において、申請の要件を明示・周知し、対象者以外の情報の入手 を防止する。
  - <申請管理システムにおける措置>
- ・申請データの確認や審査に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・申請データを業務システムに登録後、業務システムに登録された内容と申請データを照合し、申請 データの内容が正しく反映されているかを確認する。

## 必要な情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内

・本人が記載する申請書については、法令規則等に定める記載事項となっており、必要な情報以外は入 手できないようにしている。

・情報を入手する際は、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。

]

【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】

<サービス検索・電子申請機能における措置>

容

・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して 必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情 報を送信してしまうリスクを防止する。

<申請管理システムにおける措置>

・評価対象の事務の遂行に必要な情報以外は登録できないよう、システム上担保されている。

#### その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク

[

- ・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。
- ・調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけて いる。
- ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認する ため、アクセスログを取得する。

【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】

<サービス検索・電子申請機能における措置>

#### リスクに対する措置の内容

・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号 カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人か らの情報のみが送信される。

・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか 理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか 明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 <申請管理システムにおける措置>

・申請データの入手は、サービス検索・電子申請機能を利用し、それ以外の方法での入手はできない。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけ る。

リスクへの対策は十分か	<選択肢>   <選択肢>   1)特に力を入れている 2)十分である   3)課題が残されている						
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク							
入手の際の本人確認の措置 の内容	・個人番号カード又は通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けるなどして、本人確認を行う。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。						
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。						
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	・特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。 ・入力、訂正及び削除作業に用いた帳票等は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し保管する。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。						
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている   2)十分である 3)課題が残されている						
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスクに対する措置の内容	・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることとし、郵送で受ける場合は、各区・各支所児童手当主管課を明記して、当該所在地宛てに返送するようにしている。 ・特定個人情報が記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 ・福祉総合情報システム(児童福祉システム)のネットワークは、論理的に外部との通信が遮断された回線を利用しており、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

ı

ı

3. 特定個人情報の使用							
リスク1: 目的を超えた紐付	け、事務に必要のない情報との紐(	付けが行われるリスク					
宛名システム等における措置 の内容	置 異動や権限変更等が生じた場合 ステム連携基盤では、各利用シス	権限管理機能により、不適切な端末 さは、人事情報を適宜反映することで ステムごとにIDとパスワードによる認 身が行われるリスクを防止している。					
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	业システム)での番号利用業務以外 ないような仕組みが構築されている。 アクセス制御対策を実施している。 置> こ基づく必要な情報のみを保持してま で利用者制限を設定することで、ア	また、本システムに対して、不要な  おり、必要のない情報との紐付け等					
その他の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
リスク2: 権限のない者(元)	職員、アクセス権限のない職員等)	によって不正に使用されるリスク					
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない				
具体的な管理方法	【住民がマイナポータルからオン・ くサービス検索・電子申請機能と ・サービス検索・電子申請機能を ユーザIDを割り当てるとともに、II ・なりすましによる不正を防止する く申請管理システムにおける措	> ・LGWAN接続端末上で利用する必要Dとパスワードによる認証を行う。る観点から共用IDの利用を禁止する置> ・要がある職員を特定し、個人ごとに	「がある職員を特定し、個人ごとの				
アクセス権限の発効・失効の 管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない				

具体的な管理方法	システムにおけるアクセス権限の発行・失効を行う権限を所管課長に限定することで、不正なユーザーにアクセス権限が付与されることのないよう管理を行っている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムのアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要となる情報にアクセスできるユーザIDを発効する。・ユーザID管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	人事情報と突合することでアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> (2)記録を残していない (2)記録を残していない
具体的な方法	福祉総合情報システム(児童福祉システム)では、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 〈サービス検索・電子申請機能における措置〉 ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 〈申請管理システムにおける措置〉 ・システムの操作ログを記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作ログにより適宜確認する。 ・バックアップされた操作ログについて、定められた期間、サーバ上に保管する。
その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	(選択肢> [ 十分である ] 〈選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク						
リスクに対する措置の内容	・操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・新任職員の研修等において、事務外利用の禁止について指導する。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 〈サービス検索・電子申請機能における措置〉 ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 〈申請管理システムにおける措置〉 ・システムの操作ログを記録する。 ・事務外利用の禁止等についてルールを定め、システム利用職員に対し、ルールに従って業務を行うよう指導する。					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク4: 特定個人情報ファイ	(ルが不正に複製されるリスク					
リスクに対する措置の内容	・システム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 ・システム上、特定個人情報を扱うデータを含むファイルのダウンロードは禁止している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない								Eしない	
委託先 委託 英	委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク									
情報係	民護管理体制の確認	テに・機再指情情本事情イ関川密委示報報報市故報委請	る 連 守 計 市 持 禁 の 的 複 帰 産 情 性 会 の の 発 の の の の を は と の り る に の り る の り る の り る り る り る り る り る り る り	頁を説明すま は は は は は は は は は は は り で は が と が と が が が が が が が が が が が が が が が	る準 三止 常用義必情 や務要報 条 へ 廃る なの	ののの 棄り 管機 等設 理密性	で はの禁止 場所への入り は で考慮し、委	<b>退室</b> 託先の責任	締結にあたり本市の 者や実施者から必要	
	国人情報ファイルの閲覧 断者の制限	[	制限し	している		]	<選択肢> 1)制限して	いる	2) 制限してい	いない
	具体的な制限方法	·閲覧· ·閲覧·	更新権限? 更新権限?	を持つ者を を持つ者 <i>σ</i>	·必要最 )アカウ	小限I ント管		ステム的に操	。 :作を制限する。	
特定個いの記	型人情報ファイルの取扱 録	[	 記録をタ	残している		]	<選択肢> 1) 記録を残		2) 記録を残し	 していない
, ,	具体的な方法	<申請・契約・ ・ ・ ・ ・ ・ 契約・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 	管理システ 書等に基づ	Fムにおけ き、委託第	る措置 と務が実	> ミ施さ	っていることを	適時確認す	務契約期間満了まで るとともに、その記録 ともに、その記録を死	录を残す。
特定個	日人情報の提供ルール	[	定め	ている		]	<選択肢> 1) 定めてい		2) 定めていた	ない
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法						と供は一切認る 行うことも可能		契約書上明記する。	

	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	委託先に提供する際	は、日付及び件類	数等を記録した受渡簿によ	より管理する。
特定個	固人情報の消去ルール	[ 定めてし	いる ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・情報の複写及び第3 ・業務委託期間終了る	三者への提供のき きでに本市に返去 保管期限が経過 ける。 こおける措置>	を規定している。また、必§ 禁止 印すること。 したものについては、消ま	要に応じて本市職員が現地調査を行う。 まを実施した後、「入力保管台帳」及び「出
未红生	 契約書中の特定個人情			<選択肢>	
	イルの取扱いに関する	[ 定めてし	いる ]	1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容	に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	説 性	等の遵守 国出 「る教育の実施 可用及び第三者への提供の 事業 密性を考慮し、委託先の責 のに関する事項を明記し、 遵守 提供の禁止 等 と置場所への入退室 理事項	契約締結にあたり本市の情報セキュリティの禁止 近任者や実施者から必要に応じ、機密保 契約締結にあたり本市の情報セキュリ
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	   十分に行っ	ている ]	1) 特に力を入れて行	つている 2) 十分に行っている
確保			-	3) 十分に行っていな	い 4) 再委託していない

	具体的な方法	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を行うこととしている。					
その他の措置の内容		特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。					
リスク	への対策は十分か	<選択肢>   1)特に力を入れている 2)十分である   3)課題が残されている					
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

5. 特	定個人情報の提供・移転	は(委託や情報)	是供ネットワーク	<b>7システム</b>	を通じた提供を除く。)	[ 」提供・移転しない
リスク	1: 不正な提供・移転が	行われるリスク				
特定個記録	固人情報の提供・移転の	[ 記録を	き残している	]	<選択肢> 1)記録を残している	2)記録を残していない
	具体的な方法	跡(ログ)に作成	日時、提供日時	等の実行	テ処理結果が記録される仕	作成時に共通システム内の監査証 組みになっている。 ・移転先について記録を残してい
	■ 固人情報の提供・移転に ルール	[ 定	めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・同一機関内にる 認した上で、必要	おける移転の際 要な情報のみを	は、提供 提供する	先の各所管課あて利用の記 こととしている。	る事項に限り提供又は移転する。 許可を行った場合に、利用内容を確 いことをシステムログにより確認して
その他の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 不適切な方法で提供	共・移転が行われ	るリスク			
リスクに対する措置の内容		<ul><li>・操作ログを記録</li><li>・閲覧、データ提</li><li>・システム連携基</li></ul>	录し、誰がいつと !供等について! 基盤では、各利!	ごの端末か ま、許可書 用システ <i>∐</i>	、アクセスできる情報を制から、どの情報を参照したか 、	を把握している。 ている。 る認証及びアクセス制御を実施して
リスクへの対策は十分か		[ +:	分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容		<ul><li>特定個人情報(</li><li>閲覧、データ提供は、システム」</li><li>システム連携基</li></ul>	の提供・移転時 供については、 上、許可された 基盤において、	には、複数 許可書、 提供先に あらかじめ	のみ提供されるよう制限して	庁内連携システム等によるデータ提

リスクへの対策は十分か	[ 十分で	ある ]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)課題が残され	っている っている	2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転(多 る措置	託や情報提供ネット	ワークシステムを	通じた提供を除く。)	におけるその他	也のリスク及びそのリスクに	対す

6. 情報提供ネットワークシ	システムとの接続	[ ]接続しない(入手)	[ ]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク		
リスクに対する措置の内容	くシステム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管ウトを実施した職員、時刻、操作内容等の抑止している。また、人事異動や権限変重確性を担保している。 く中間サーバー・ソフトウェアにおける措①情報照会機能(*1)により、情報提供証の発行と照会内容の照会許可用情報提供ネットワークシステムから情報がリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理がなオンライン連携を抑止する仕組みになる(*1)情報提供ネットワークシステムを使能。(*2)番号法別表第2及び第19条第14会・提供可能な大にを利用する性のでは、(*3)中間サーバーの運用における措置> (*3)中間サーバーの運用における措置> で、その正確性を担保し適宜反映することで、その正確性を担保し適宜反映することで、その正確性を担保し	D記録が実施されるため、不適切更等が生じた場合は、人事情報を置う スットワークシステムに情報照会 Jスト(*2)との照合を情報提供 提供許可証を受領してから情報提供 照会を拒否する機能を備えており。 と記録が実施されるため、不適切のでいる。 使用した特定個人情報の照会及している。 に基づき、事務手続きごとに情いたもの。 に記と職員に付与された権限に基	は端末操作や情報照会などを を適宜反映することで、その正 を行う際には、情報提供許可 ネットワークシステムに求め、 で会を実施することになる。つまり、目的外提供やセキュリティ 員認証の他に、ログイン・ログ な接続端末の操作や、不適切 が照会した情報の受領を行う機 情報照会者、情報提供者、照 づいた各種機能や特定個人情
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	くシステム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は、自機関向けの中きるよう設計されているため、安全性が担く中間サーバー・ソフトウェアにおける措①中間サーバーは、個人情報保護委員会ワークシステムを使用した特定個人情報ている。 く中間サーバー・プラットフォームにおけるでいる。 く中間サーバーと既存システム、情報提た行政専用のネットワーク(総合行政ネッ②中間サーバーと団体についてはVPN等信を暗号化することで安全性を確保してい	選供されている。 置> 会との協議を経て、総務大臣が設 の入手のみ実施できるよう設計さ る措置> 供ネットワークシステムとの間は トワーク等)を利用することにより の技術を利用し、団体ごとに通	は置・管理する情報提供ネットされるため、安全性が担保され 、高度なセキュリティを維持し 、安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人	情報が不正確であるリスク		

リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は、照会対象者に付番された個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されるため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

### リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

#### <システム連携基盤における措置>

①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で 削除することにより、特定個人情報が漏えい、紛失するリスクを軽減している。

②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

#### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(\*)。
- ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。
- ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。
- ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンラ イン連携を抑止する仕組みになっている。

## リスクに対する措置の内容

(\*)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。 そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

#### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

#### <中間サーバーの運用における措置>

①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を 適宜反映することで、その正確性を担保している。

# リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1

- 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている
- 2) 十分である

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

Γ

# <システム連携基盤における措置>

①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。

②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

#### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①情報提供機能(\*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供 ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可用照合リストに基づき情報連携 が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。

## リスクに対する措置の内容

②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。

	④中间サーハーの職員認証・権限官理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアワトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。					
	(*)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。					
	<中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である   <選択肢>   1)特に力を入れている 2)十分である   3)課題が残されている					
リスク6: 不適切な方法で提供	共されるリスク					
	〈システム連携基盤における措置〉 ①システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供を実施するよう設計されているため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。					
	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ①セキュリティ管理機能(*)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から 受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。					
	(*)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。					
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(*)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から 受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。					
	(*)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。					
	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。					
	③中間サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。					
	<中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を 適宜反映することで、その正確性を担保している。					
リスクへの対策は十分か	<選択肢>   1)特に力を入れている 2)十分である   3)課題が残されている					
リスク7: 誤った情報を提供し	でしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供を実施する よう設計されているため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

#### <システム連携基盤における措置>

- ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
- ②システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手・提供を実施するよう設計されているため、安全性が担保されている。
- ③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

#### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応 している。

## <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を 確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

### <中間サーバーの運用における措置>

①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確 性を担保している。

7. 特定個人情報の保管・消去								
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク								
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ] <選択肢> ] 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない							
②安全管理体制	[ 十分に整備している ] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない							
③安全管理規程	[ 十分に整備している ] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない							
<ul><li>④安全管理体制・規程の職員への周知</li></ul>	1)特に刀を入れて周知している 2)十分に周知している。 3)十分に周知していない							
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない							
具体的な対策の内容	【福祉総合情報システム(児童福祉システム)における措置】 ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・システム連携基盤における措置】 ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・少・一バ設置場所に監視カメラを設置している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・少ステム連携基盤はセキュリテイゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 【中間サーバ・ブラットフォームにおける措置】 中間サーバ・ブラットフォームにおける措置】 中間サーバ・ブラットフォームにおける措置】 ・財ンステム連携基盤及び申請管理システムに結ける措置> ①システム連携基盤及び申請管理システムにおける措置> ①システム連携基盤及び申請管理システムはセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ②監視設備として監視カメラ等を設置している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 ・外部記憶媒体については、課定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 く申請管理システムにおける措置> ①申請管理システムにおける措置> ①申請管理システムにおける措置> ①申請管理システムにおける措置> ①申請管理システムにおける措置> ②管電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。							
⑥技術的対策								
	【福祉総合情報システム(児童福祉システム)における措置】 ・サーバ及びクライアントは外部と遮断された庁内回線のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 【システム連携基盤における措置】 ・システム連携基盤では、ファイアウォールや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うととも							

	具体的な対策の内容	・中導住シシ、化②策く・L及・でく①て②ではシシ、化シンサGVびー、中申い申	、しているOS及びミスでいるOS及びミステム連携基盤となる。 ステム連携基盤を及る。 ステム連携基盤となる。 ステム導力し、では、 アンを導入し、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	いがががでが、これでは、いいらのでは、いいらのでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、でいいでは、でいいでは、でいいでは、でいいでは、でいいでは、でいいでは、でいいでは、でいいでは、いいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	/についう/チェーン 単一 単い おいでう サンスス スランカン スランカン スティン アール・カン ファイン アール・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	て、必要に応じて、 申請する場合の指 というでは、対種の不 をでは、新種の不 ででは、新種の不 でですう。 は世本との間は、し にいようにして 暗 に があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 があるに、 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。	セキュリティパッ 活置】 > ウォールや通信 下正プログラムに こより、ウィルス GWAN回線を月 、さらに通信自む	レファイルの更新を行う。 ルチの適用を行う。 恋の暗号化により、アクセス制 こ対応するためにウイルス対 、定義ファイルの定期的な更新 引いた暗号化通信を行うこと 体も暗号化している セス制限、侵入防止対策を行っ レス対策ソフトを導入し、パター
7/19	ックアップ	[	十分に行ってい	いる	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 十分に行って	て行っている いない	2) 十分に行っている
<ul><li>⑧事</li><li>知</li></ul>	故発生時手順の策定・周	[	十分に行ってい	いる	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 十分に行って	て行っている	2) 十分に行っている
機関に	去3年以内に、評価実施 こおいて、個人情報に関 「大事故が発生したか	[	発生あり ]			<選択肢> 1)発生あり		2) 発生なし
	その内容	別紙	(個人情報に関する	重大事故	なについ	て)を参照。		
	再発防止策の内容	別紙	(個人情報に関する	重大事故	なについ			
⑩死者	者の個人番号	[	保管している	5	]	<選択肢> 1) 保管している		2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存	者の個人番号と同村	様の方法!	こて安全	全管理措置を実施	する。	
その他	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[	十分である		]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 課題が残され		2) 十分である

リスク	2: 特定個人情報が古	い情報のまま保管され続けるリス	くク				
リスク	に対する措置の内容	・本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、福祉総合情報システム(児童福祉システム)にも連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。  【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。					
リスク	への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリス	ク				
消去引	手順	[ 定めている	]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない		
	手順の内容	タ保管媒体及び帳票については 【住民がマイナポータルからオン 〈サービス検索・電子申請機能 ・LGWAN接続端末については、 底し、必要に応じて管理者が確 ・外部記憶媒体については、定り は管理者の承認を得て行う手順 〈申請管理システムにおける措	は、 ラに業認期を ・ ライお務すのに ・ アイン・ では ・ アイン・ では	又は消去を実施するとともに、で申請する場合の措置】 る措置> 了後の不要な個人番号付電子 内部のチェックを行い不要なデ ている。 には、あらかじめ削除対象デー	め、保管期限を過ぎたデータ、デー その記録を残す。 ・申請データ等の消去について徹 ータの確認を行い、廃棄する場合 タを確認の上、システムのバッチ処		
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定個	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

# Ⅳ その他のリスク対策※

. 1754	( 0) (50) //(	7 5 7	<b>-</b>		
1. 監	査				
①自己	己点検	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	【中間サ 運用規!	ーバー・プラットフォー.	ムにおけ <sup>、</sup> -バー・ブ	プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的
②監査	Š	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	ことによ も併せで ・監査の 置を検討 【中間サ	括監理者(CIO)の責任 り実施している情報セ- に監査を実施する。 ・結果については、事務 対・実施する。 ・ーバー・プラットフォー.	キュリティ を所管す ムにおけ	て情報セキュリティ監査人(専門的技術を持った法人)に委託する 監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性について 「る局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措 る措置】 ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従	業者に対する教育・原	<b>李発</b>			
従業者	当に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な方法	・新任職・本市で個人情報 ・本人情報 ・本人情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議員に対して、特定個人 ・発生した特定個人情報 級の安全管理措置(特 の事務担当者に対し保 ・一バー・プラットフォー・ サーバー・プラットフォー している。	情報保護 はに関する こ、人的 護責任者 ムにおけ -ムの運用	

# 3. その他のリスク対策

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ監理(入退室監理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を 実現する。

# Ⅴ 開示請求、問合せ

1. 犋	定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求	<b>t</b>				
・こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当住 所:〒210-8577 川崎区宮本町1番地電話番号:044-200-2674・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当)住 所:〒210-8577 川崎区宮本町1番地電話番号:044-200-2108							
②請え	求方法 	個人情報の保護に関 等の請求を受け付け		川崎市個人情報の保	護に関する法律	津施行条例に基づく	開示•訂正
	特記事項	_					
③手数	<b>数料等</b>	[無料(手数料額、納付方)	] 法:		<選択肢> 1)有料	2) 無料	)
4個人	人情報ファイル簿の公表	[ 行っている	]		<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない	
	個人情報ファイル名	児童手当情報及び子	育て世帯生活っ	支援特別給付金情報	受ファイル		
	公表場所	川崎市ホームページ (https://www.city.ka		page/0000152460.htm	ml)		
⑤法~	令による特別の手続	_					
⑥個/記載等	人情報ファイル簿への不 F	_					
2. 特	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
①連絡先		こども未来局児童家原住 所:〒210 電話番号:044ー	)-8577 川崎	策室家庭支援担当 市川崎区宮本町1番	香地		
②対原	芯方法	_					

# VI 評価実施手続

マエ 日   四大がら ) 杉は	
1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年8月8日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取
①方法	かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、川崎市ホームページ及び事務所管課において全項 目評価書を公開し、ファックス、郵送、持参、専用フォームにて意見を受け付けた。
②実施日·期間	令和6年6月11日から令和6年7月12日まで
③期間を短縮する特段の理 由	期間短縮なし
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	評価書への反映事項はなし。
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年8月8日
②方法	川崎市情報公開運営審議会(特定個人情報保護評価点検員会)において第三者点検を実施した。
③結果	川崎市情報公開運営審議会(特定個人情報保護評価点検委員会)から、次のとおり結果通知あり。 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務に係る特定個人情報保護評価に関し、 提出を受けた特定個人情報保護評価書を適合性及び妥当性の観点から点検したところ、特定個人情報 保護評価指針及び川崎市情報セキュリティ基準にのっとり、特定個人情報ファイルの適正な取扱い及び 必要な保護措置がとられているものと考えます。
4. 個人情報保護委員会の	)承認 【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

# (別添3)変更箇所

変更日	)変更箇所	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	表紙 評価実施機関名	川崎市長	神奈川県川崎市長	事後	形式的な変更であるため、事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和7年3月27日	I基本情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(省略) 【中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容】 ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件)・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバー要件)・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバー要件)	(省略) 【中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容】 ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件)・番号法第19条第8号に基づえ主務省令第2条の表に記載されている提供開業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバー要件)・番号に第10条2条第8号に基金側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバー要件)	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	I 基本情報5. 個人番号の利 用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表の81の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	形式的な変更であるため、事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和7年3月27日	I基本情報6. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第2の74の項、75の項 信報提供】番号法第19条第8号 別表第2の26の項、30の項、87の項、106の項	【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務 省令第2条の表の106の項、107の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務 省令第2条の表の42の項、125の項、141の 項、161の項	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日		番号法第9条第1項 別表第1 第56項の規定 に定められた「児童手当又は特例給付受給資格者情報の管理」「児童手当又は特例給付の審査及び認定」「児童手当又は特例給付に係る給付情報の管理」等の業務を行うため。	められた「児童手当又は特例給付受給資格者 情報の管理」「児童手当又は特例給付の審査	事後	形式的な変更であるため、事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの の取扱いの委託 委託事業1 ⑥委託先名	株式会社 アイネス 公共営業部	株式会社 アイネス	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要5.特定個人情報の提供・ 移転 提供先1~4	(省略)	削除	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要5.特定個人情報の提供・ 移転 提供先1~4	(新規)	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1~4を参照	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	要5. 特定個人情報の提供・	番号法別表第2 26の項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の名2の項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	要5. 特定個人情報の提供・	番号法別表第2 31の項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務)、54の項に規定される事務(住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家質若しくは家更又は収入超過者に対する措置に関する事務)、川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務)、76の項に規定される事務(住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務)、川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要5.特定個人情報の提供・ 移転 移転先4 ②移転先における用途	番号法別表第2 87の項に規定される事務(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項に規定される事務(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	扱いプロセスにおけるリスク対 策6. 情報提供ネットワークシ	〈システム連携基盤における措置〉 ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、直້労イン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 (省略)	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証・を限していてがイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報服会などを押止している。また、人事集製動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。(省略)	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク内 接いプロセスにおけるリスクロ 接6、情報提供ネットワークシステムとの接続リスク2:安全 が保たれない方法によって入 手が行われるリスクリスクに 対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 (省略)	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手を実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。 (省略)	事後	形式的な変更であるため、事 前の提出・公表が義務付けら れない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスクル 策6、情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク4:入手 の際に特定個人情報が漏え い紛失するリスク リスクに対 する措置の内容	くシステム連携基盤における措置〉 ①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が温えい、紛失するリスクを軽減している。②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン・ログアウトを実施した数。、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限要更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。(省略)	<システム連携基盤における措置> ①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい、紛失するリスクを軽減している。②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン・ログアウトを実施した職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事集動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 (省略)	事後	形式的な変更であるため、事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和7年3月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6、情報提供ネットワークシステムとの接続リスクランな提供が行われるリスクリスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置>(省略) ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>(の情報提供機能(*)により、情報提供本ットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから及事により、無会許可用照合リストに基づき情報提供表ットリークシステムから及事により、無会許可用照合リストに基づき情報提供あり、無会許可用照合りストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるがチェックを実施している。(省略)	<システム連携基盤における措置>(省略) ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 「情報提供機能(*)により、情報提供本ットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入胃合リストを情報提供ネットワークシステムが多別手し、リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。(省略)	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	扱いプロセスにおけるリスク対	〈システム連携基盤における措置〉 ①システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、不適切な方法で提供されるリスクで対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン・ログアウトを実施した態、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。(省略)	〈システム連携基盤における措置〉 ①システム連携基盤は、自機関向けの中間 サーバーとだけ、通信および特定個人情報の 提供を実施するよう設計されているため、不適 切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機 能により、ログイン時の配職員認証のほか、ログ イン・ログアウトを実施で取員、時刻、操作内 容等の記録が実施されるため、不適切な端末 操作や情報提供変どを抑止している。また、人 事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情 報を直及映することで、その正確性を担保し ている。 (省略)	事後	形式的な変更であるため、事 前の提出・公表が義務付けら れない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	た情報を提供してしまうリス	①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報服会者への経路情報を受領した上で、情報服会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供される		事後	形式的な変更であるため、事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和7年3月27日	扱いプロセスにおけるリスク対 策6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスクフ・誤っ た情報を提供してしまうリス	イン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切が端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ②システム連携基盤は自機関向けの中間サー	〈システム連携基盤における措置〉 ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン・時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止している。また、人事異動で反映することで、その正確性を担保している。②システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手・提供を実施するよう設計されているため、安全性が担保されている。(省略)	事後	形式的な変更であるため、事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和7年3月27日	IVその他のリスク対策1. 監査②監査 具体的な内容	【内部監査】 ・総務企画局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括監理者(IO)の責任において定期的に監査を実施する。 ・監査の結果については、事務を所管する局の長、情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。	削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅳその他のリスク対策2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	右記を追記	・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置(関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	V 開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先)	・こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭 支援担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区 宮本町1番地 電話番号:044-200-2674 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公 開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮 本町1番地 電話番号:044-200-2108	・こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭 支援担当 住 所:〒210-8577 川崎区宮本町1 番地 電話番号:044-200-2674 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管 理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎区宮本町1 番地 電話番号:044-200-2108	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない